

沖縄県麻疹発生全数把握実施要領

第 1 趣旨及び目的

これまで麻疹の発生状況の把握については、感染症法における五類感染症として、定点医療機関（内科定点：24 小児科定点：34）からの一元的な情報収集、分析、提供、公開体制を構築してきた。本県では、平成13年の沖縄県はしかゼロプロジェクト委員会の発足とともに、法律による定点報告のみならず、これまで構築してきた全数把握事業および麻疹発生時対応に基づく、初期対応、流行予防対策、情報還元、流行時の生後12ヶ月未満の者に対して予防接種勧奨等を行っていくために、独自の麻疹発生全数把握事業を行ってきたところである。これによって、平成17年には県内の麻疹発生ゼロが達成されたが、翌年より県外からの移入麻疹を起点とする集団感染も発生している。一方、平成19年の全国的な麻疹流行を受けて、国においては「麻疹排除計画」や「麻疹に関する特定感染症予防指針」を策定し麻疹対策を強化した。これに伴い感染症法が一部改正され、平成20年1月1日より麻疹は5類全数報告疾患となったため、本事業は法律に基づく事業として位置づけられることになった。

第 2 実施主体

実施主体は、沖縄県とする。

第 3 実施体制

1 関係機関

沖縄県福祉保健部健康増進課、各保健所、沖縄県衛生環境研究所、沖縄県はしか“0”プロジェクト委員会、沖縄県医師会、各地区医師会、沖縄県域全医療機関

第 4 実施方法

1 患者情報の提供及び伝送

(1) 診断した医師及び医療機関

- ① 麻疹を疑った、もしくは診断した医師は、別記様式①を用いて、直ちに医療機関所管の保健所にFAXにて届出を行う。また、患者あるいは患者の保護者の連絡先を保健所に情報提供することを、患者あるいは患者の保護者の了解を得ておく。
- ② ウイルス検査等で麻疹の診断が確定した場合、感染症法に基づく届出が必要となるため、保健所に届出を行う。

- ③ 麻しんの診断確定・否定出来た段階で様式③を記入の上、保健所へFAXする。
- (2) 保健所
- ① 別記様式①の届出をFAXにて受けた保健所は、医療機関および患者または患者の保護者から情報を聴取し、ウイルス診断用検体採取の依頼、検体輸送の手配、患者の感染性の判断等を行い、医療機関・患者または患者の保護者と対応につき協議する。患者住所地が他の管轄住所地の場合は患者住所地の保健所と協議し、役割を分担する。保健所は、得られた情報を直ちに県健康増進課へ提供する。
 - ② 麻しん発生報告後の追跡調査（別記様式③）を行い、県健康増進課へ報告する。
- (3) 県健康増進課
- 沖縄県内の全ての患者情報を収集し、その結果を各市町村、沖縄県はしか“0”プロジェクト委員会、沖縄県医師会、各保健所、沖縄県教育庁、沖縄県福祉保健部青少年・児童家庭課等の関係機関へ還元する。必要に応じて、対応に関して保健所へ指導する。なお県立学校の発生状況については直ちに、沖縄県教育庁へ情報を提供する。

2 麻しん病原体検査における検体採取及び結果報告

- (1) 診断した医師及び医療機関
- ① 保健所から麻しん患者の病原体情報の依頼を受けた場合は、患者または患者の保護者の了解を得た上で検体（検体採取マニュアルを参照）を採取し、保健所を通じて県衛生環境研究所に検査を依頼する。検査結果は保健所より報告を受ける。その後、様式③を保健所に提出する。
 - ② 麻しん IgM 抗体及びペア血清による血清学的診断を行うことが望ましい。
 - ③ 麻しん診断・否定が難しい場合、県健康増進課や関係者の意見等から総合的に勘案して、麻しんかどうかの最終判断を下す。
 - ④ 麻しんが確定した場合は感染症法に基づく麻しん発生届及び病原体検査依頼票を保健所に提出する。
- (2) 保健所
- ① 保健所は、県衛生環境研究所へ検体受け入れを確認の上、医療機関に対してウイルス検出のための検体採取を依頼し、県衛生環境研究所への検体の搬送を手配する。検体搬送の際は、検体とともに、様式①のコピーを添える。
 - ② 麻しん発生届出医療機関に対して、血清学的診断を行うよう勧める。
 - ③ 県衛生環境研究所より結果の報告を受けた場合、直ちに届出医療機関へ伝える。
 - ④ 結果が陽性の場合、保健所は、県衛生環境研究所へ病原体検査依頼票を記入して提出する。また、医療機関には、感染症法に基づく麻しん発生届の提出を促す。

(3) 県健康増進課

- ① 県衛生環境研究所より結果の報告を受けた場合、沖縄県はしか”0”プロジェクト委員会、沖縄県医師会、各保健所、沖縄県教育庁、沖縄県福祉保健部青少年・児童家庭課等の関係機関へ還元する。
- ② 麻しん診断・否定が難しい場合、関係者の意見等から総合的に勘案して、麻しんかどうかの最終判断に関し、主治医にアドバイスをする。

(4) 沖縄県衛生環境研究所

- ① 県衛生環境研究所は保健所より送付のあった検体について速やかに検査を行い、その結果を保健所及び県健康増進課に報告するものとする。
- ② ただし、麻しん流行時で流行株が確認されている場合は（流行終息期を除く）、衛生環境研究所は、県健康増進課と協議したうえで、麻しん検体検査を停止することができる。停止決定後は、保健所にその旨を伝える。
- ③ 流行状況と、検査能力を勘案し、また県健康増進課と協議の上、検査の再開を決定する。

第 4 実施の時期

附則

この要領は平成15年 1 月 1 日から施行する。

附則

この要領は平成15年 8 月15日から施行する。

附則

この要領は平成20年 1 月 1 日から施行する。